

新潟市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 11 月 26 日

新潟市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第 18 条に規定する農業法人経営多角化等促進事業)

以下に掲げる法人が、新潟市内の農業者等と連携して農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、又は特例農業法人となって、新潟市内の耕作放棄地を含む農地を利用しながら農作物の生産・加工を行う。

⑧ 東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区）

【平成 28 年 2 月を目途に設立】

⑨ 株式会社ひらせいホームセンター（新潟市西区）

【平成 28 年 1 月を目途に設立】

(2) 名称：農地等効率的利用促進事業

内容：農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(国家戦略特別区域法第 19 条に規定する農地等効率的利用促進事業)

新潟市と新潟市内 6 農業委員会との同意に基づき、新潟市内全域の農地について、農地法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、新潟市長が行う。【平成 28 年 4 月より実施】

(変更前：平成 26 年 12 月 19 日認定)

7 月 31 日付の新潟市内 6 農業委員会との同意に基づき、新潟市内全域の農地について、農地法第 3 条の第 1 項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の一部（企業等の新規参入に係る事務）を、新潟市長が行う。

また、農地法第 3 条の権利移転に関するそれ以外の事務を含め、農業委員会と市の更なる役割分担についても速やかに検討する。

(5) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

新潟市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、新潟市内における外国人による創業活動を促進する。

【平成 28 年 4 月より実施】

(6) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、新潟市が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2 月から 2 週間に短縮する。【平成 28 年 1 月より実施】

(7) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第 27 条の 2 に規定する課税の特例措置活用事業)

① 革新的な農業情報提供システム実証事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除、ii) 研究開発税制の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

農業生産性を向上させるため、上空からのリモートセンシング及びフィールドセンサーネットワークにより得られるデータを活用する革新的な農業情報サービスの研究開発を行う。

b) 当該事業が行われる区域 新潟県新潟市中央区笹口 2 丁目 13-11

(ウォーターセル株式会社)

c) 当該事業の実施期間 平成 27 年 12 月～平成 29 年 3 月

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

革新的な農業情報提供システム実証事業に係るフィールドセンサーネットワーク一式

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第2号ニ

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業により研究開発を行う農業情報提供システムは、新たな農業生産モデルの創出に寄与し、農業分野における我が国の国際競争力の強化に資する取組みと位置付けられ、新潟市における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 ウォーターセル株式会社（新潟県新潟市）及び株式会社 I H I（東京都江東区）